平成２４年（フ）第５８０３号
大阪市平野区喜連西４丁目６番15―402号
債務者　笹田美枝こと　張　　秦淑
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８９１号
大阪市淀川区木川西１丁目１番１号　スタイルビュー淀川203号
債務者　畠山　結愛（旧名貴好）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目３番６号
債務者　吉本　勇次
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７８号
大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目85番地の４
債務者　善商こと　善本　重雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９５号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番４―615号
債務者　山本キミエ
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３３号
大阪府茨木市宇野辺１丁目５番25号　北野文化A103号
債務者　岸口　敏彦
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７２号
大阪府高槻市宮野町16番１―106号
債務者　松本亜紀子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７５号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目９番29号
債務者　原田　実敏
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９７号
大阪市城東区東中浜６丁目17番17―302号
債務者　山北　芳美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１３号
大阪市西淀川区花川１丁目１番25号　スタジオパリス201号室
債務者　大久保優子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３０号
大阪府豊中市清風荘１丁目７番23―202号
債務者　下柳　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３２号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番28―701号
債務者　宮下　　修
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３４号
大阪府八尾市西山本町２丁目１番７―204号
債務者　松本　孝文
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３８号
大阪府東大阪市下小阪５丁目６番１号　栄ハイツ八戸ノ里302号室
債務者　丸山かおり（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４０号
大阪市西成区玉出中２丁目６番18号　コーポなだ303号
債務者　苅谷　道子（旧姓北井）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４５号
神戸市兵庫区湊町２丁目４番７―1002号
債務者　秋沢　順子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県篠山市福住388番地２　福住本陣団地２－３
債務者　辻　　清貴
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県篠山市黒田10番地12
債務者　伊藤　邦博
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係